

第七十一回  
帝國議會  
貴族院

# 裁判所構成法中改正法律案特別委員會議事速記録第一號

付託議案

裁判所構成法中改正法律案

大正十年法律第二百二號中改正法律案

刑事訴訟法中改正法律案

委員氏名

委員長 侯爵小村 捷治君

副委員長 子爵秋田 重季君

子爵豊岡 主資君

松井 茂君

山川 端夫君

男爵有地藤三郎君

男爵周布 兼道君

小坂 順造君

下出 民義君

昭和十二年七月二十九日(木曜日)午前十時十四分開會

○委員長(侯爵小村捷治君) 是ヨリ當委員

會ヲ開會致シマス、三案全部ヲ時節柄デゴ

ザイマスカラ一括シテ議ニ付シタイト存ジ

マスガ、御異存ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(侯爵小村捷治君) 前ニ當院ニ於

テ之ヲ取扱ツク法案デゴザイマスルケレド

モ、尙慎重ヲ期シマシテ當局ノ御説明ヲ一

應承ルコトニ致シタイト存ジマス

○國務大臣(鹽野季彦君) 最初ニ裁判所構

成法中改正法律案ニ付テ御説明ヲ申上ゲマ

ス、御提案ノ理由ニ付キマシテハ本會議ニ

於テ一應申述ベテ置キマシタガ、尙茲ニ補

足的ニ御説明ヲ加ヘタイト存ジマス、本案

ハ裁判所構成法中特ニ緊切ノ必要ヲ感ズル

事項ニ付キマシテ、最小限度ノ改正ヲナサ

ムトスルモノデアリマス、其ノ改正ノ第一

點ハ、控訴院長ガ其ノ管轄區域内ニ於テ地

方裁判所ノ判事ノ代理ヲ命ズルコトヲ得ル

範圍ヲ適當ニ擴張セムトスルモノデアリマ

シテ、昭和九年ノ本法ノ改正ニ依リマシテ、

豫審判事差支ノ爲、或事件ヲ取扱フコトヲ

得ズ、且ツ其ノ裁判所ノ判事中其ノ代理ヲ

ナシ得ベキ者ナキ場合ニ於キマシテ、控訴

院長ガ事件緊急ナリト認メマシタ時ハ、其

ノ管轄區域内ノ他ノ地方裁判所ノ豫審判事

ニ其ノ代理ヲ命ズルコトヲ得ルノ途ヲ開イ

タノデアリマス、而シテ其ノ實績ハ甚ダ良

好デアリマシテ、之ガ爲困難ナル事件ノ處

理ニ多大ノ效果ヲ收メルコトヲ得タノデア

リマスガ、其ノ後主トシテ刑事事件ニ付キ、

複雑ニシテ困難ナル事案ガ各地ニ續發セル

實情ニ鑑ミマシテ、前述ベマシタ控訴院管

内ニ於ケル判事ノ代理ノ便法ヲ、暫ニ豫審

判事ニ限ラズ、之ヲ地方裁判所ノ判事ノ全

部ニ及スノ必要ヲ生ジタ次第デアリマス、

又斯クナリマスルナラバ、判事ノ定員配置

ノ問題モ餘程工合宜シクナルノデゴザイ

マス、尙現行規定ニ依リマス、ト、控訴院管

内ニ於ケル判事ノ代理ノ便法ハ、地方裁判

所ノ本廳ノミニ適用セラレテ、其ノ支部ニ

ハ適用セラレナイコトニナツテ居リマスル

ノハ狭小ニ過グルモノト認メマスルカラ、

此ノ點モ併セテ擴張致シタイト考ヘル次第

デアリマス、改正ノ第二迄ハ、判事檢事ノ

停年ニ依ル退職ノ時期ヲ調整致シマシテ、

年二回ニ定期ニ取纏メテ退職セシメムトス

ルモノデアリマシテ、現行ノ規定ニ依リマ

スルト、判事檢事ハ滿六十五年又ハ六十三

年ニ達シマシタ時ニ、其ノ時ニ於テ個々別

別ニ退職スルコトニナツテ居リマスカラ、其

ノ都度人事ノ異動ヲ生ジテ、人事行政上支

障ヲ見ルコトガ尠クナイノデアリマス、殊

ニ重要ナル地位ニ在ル判事檢事ノ退職ノ場

合ニ於キマシテ尙更左様ナ次第アルノデア

アリマス、仍テ右人事行政ノ圓滑ヲ期スル

爲ニ、此ノ點ノ改正ヲナサムトスル次第デ

アリマス、最後ニ第三點ト致シマシテ、控

訴院檢事局ノ監督書記ハ判任デアリマスル

ガ、之ヲ奏任タル書記長ニ昇格セシメムト

スルモノデアリマス、昭和十年ノ本法ノ改

正ニ依リマシテ大審院檢事局ノ監督書記ヲ

書記長ニ昇格セシメタノデアリマスルガ、

今回ハ控訴院檢事局ノ監督書記ノ地位ヲ控

訴院ノ書記長ト同様ニ奏任タル書記長ニ昇

格セシメ、之ニ依ツテ書記ノ向上ノ途ヲ開カ

ムトスルモノデアリマス、以上ガ裁判所構

成法中改正法律案ノ御説明デアリマスガ、

次ニハ大正十二年法律第十二號停年ニ依ル

退職判事檢事ノ恩給ニ關スル件中改正法律

案ノ御説明ヲ致シマス、現行ノ法ニ依リマ

スレバ、本法ガ施行セラレマシタル大正十

年六月一日、其ノ時ニ判事又ハ檢事ノ本官

ニアル者ガ引續キ判事又ハ檢事トシテ在職

致シマシテ、裁判所構成法第七十四條ノ二、又

ハ第八十四條ノ二ニ規定スル年齢、即チ大審

院長及檢事總長ハ滿六十五年、其ノ他ノ判事

又ハ檢事ノ職ニアル者ハ滿六十二年ニ達シ

マシタ時ニ退職シ、又ハ其ノ官ヲ免ゼラレマ

シテ恩給ヲ受クル場合ニ於キマシテ、其ノ恩

給年額ハ恩給法中文官ノ普通恩給ニ關スル規定ニ依ッテ計算シタル年額ニ、其ノ百分ノ三十ニ相當スル金額ヲ加ヘタルモノヲ給與セラレテ居リマスルガ、此ノ年額ニ達スル以前ニ退官若シクハ退職シタ者ハ、如何ナル理由ニ基キマシテモ前述ノ増加恩給ヲ支給セラレナイノデアリマス、從ッテ右資格ヲ有スル判事檢事ニシテ年限年額ニ達スル前ニ退官、退職シテ後進ニ途ヲ開クト云フコトガ漸ク困難トナル次第デアリマス、仍テ茲ニ本法ニ定ムル年額ヲ低下致シマシテ滿六十年トナシ、前述ノ資格ヲ有スル判事檢事ガ滿六十年ニ達シマシタル後ニ退官、退職致シマシタル場合ニ於キマシテ、恩給年額ハ文官ノ普通恩給年額ニ三割増ノ恩給ヲ與ヘルコトト致シマシテ、比較的高齡者ノ勇退ヲ圓滑ニシテ新進有爲ノ者ノ進出ヲ容易ナラシメテ、司法部内ノ人事刷新ニ資シタイト考ヘテ居ル次第デアリマス、次ニ刑事訴訟法中改正法律案ノ御説明ヲ致シマスルガ、從來各國ノ立法令ニ於キマシテハ、大審院ハ上告裁判所トシテ専ラ法律上ノ審査ヲナス制度デアリマス、是ハ御承知ノ通りデアリマスガ、大正十三年一月一日カラ施行ニ相成リマシタル現行ノ刑事訴訟法ニ於キマシテハ、其ノ制度ニ改正ヲ加ヘマシテ我

ガ國ニ於ケル最初ノ試ミトシテ、法令ノ違反ヲ理由トシテ上告ヲナスコトヲ得ル外ニ、一定ノ場合ニハ事實ノ認定及刑ノ量定ニ付キマシテモ亦上告ヲ以テ之ヲ争フコトガ出來ルコトト致シタルデアリマス、即チ重大ナル事實ノ誤認アルコトヲ疑フニ足ルベキ顯著ナル理由アル時、再審ノ請求ヲナシ得ベキ場合ニ當ル理由アル時、又ハ刑ノ量定甚ダシク不當ナリト思料スベキ顯著ナル理由アル時ニハ、之ヲ上告ノ理由トナスコトヲ得ト致シタルデアリマス、而シテ是等ノ理由アル場合竝ニ事實ノ確定ニ影響ヲ及スベキ法令ノ違反ヲ上告ノ理由トシタル場合ニ於キマシテハ、大審院ハ自ら事實ノ審理ヲナスベキモノト致シテ居ルノデアリマス、蓋シ飽ク迄モ裁判ノ誤ヲ正シテ無辜ノ罰セラレルコトノ無イヤウニ公正妥當ナル裁判ヲ期セムトスル趣意ニ外ナラナイノデアリマス、併シナガラ現行刑事訴訟法ノ實施後、爾來十數年ノ間上告裁判所ニ於ケル事實ノ審理ノ情況ヲ見マスルニ、上告裁判所ノ所在地ト被告ノ住所、又ハ犯罪地トガ相隔タルコト遠イガ爲ニ證人、鑑定人等ノ訊問ノ爲上告裁判所ニ其ノ出頭ヲ求メルコトニ致シマシテモ、亦上告裁判所ガ自ラ現場ニ出張シテ檢證ヲナスニ致シマシテモ、不便ナ

場合ガ屢、起ルノデアリマス、素ヨリ受命判事又ハ受託判事ニ依ッテ取調ヲナスノ方法ハアリマスガ、左様ナ場合ノミニ致シテ置キマシテモ、動モスレバ直接審理ノ趣旨ヲ貫徹シ難キ憾ミアルモノト言ハネバナリマセヌ、仍テ司法省ト致シマシテハ、裁判所竝ニ訴訟關係人ノ便益ヲ考慮致シマシテ、大審院ニ於ケル事實審理ノ制度ニ關シテ、現行法ニ何トカ適當ナ改正ヲ加ヘナケレバナラス必要ヲ認メマシテ、此ノ制度ノ改善ニ付キマシテ朝野關係各方面ニ對シテ其ノ意見ヲ求メ、更ニ昭和十年四月カラ設ケラレマシタル司法制度調査會ニ諮問致シマシテ、此ノ點ニ關スル調査審議ヲ求メタルデアリマス、處ガ其ノ答申ヲ得マシタルノデ、大體其ノ趣意ニ基キマシテ研究ノ結果、本改正案ノ通り成案ヲ得タルデアリマス、實ハ曩ニ第七十回帝國議會ニモ同一ノ改正案ヲ提出致シマシテ御審議ヲ願フタノデアリマスガ、意外解散ノ爲ニ審議未了ニ終ツタ次第デアリマス、仍テ茲ニ再ビ提案シタルデアリマスルガ、其ノ改正ノ第一點ハ、從來ハ刑ノ量定甚ダシク不當ナリト思料スベキ顯著ナル理由、再審ノ請求ヲナスベキ場合ニ當ル理由、重大ナル事實ノ誤認アルコトヲ疑フニ足ルベキ顯著ナル理由、又ハ事實

ノ確定ニ影響ヲ及スベキ法令違反アル時ハ、必ず上告裁判所ニ於テ自ラ事實審理ヲナスコトヲ要スルノデアリマスルガ、本改正案ニ於キマシテ以上ノ上告理由アル場合ニ於テ、上告裁判所ガ自ラ事實ノ審理ヲナスヲ適當トスル時ハ、從來通り事實ノ審理ヲナシ、又自ラ事實ノ審理ヲナスコトヲ適當ナラズトスル時ハ、原判決ヲ破毀シテ事件ヲ原裁判所ニ差戻スカ、若シクハ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ニ移送スルコトニ改メタルデアリマス、而シテ此ノ差戻シ若シクハ移送ノアリマシタル事件ニ付キマシテ裁判ヲナス場合ニハ、曩ニ原判決ニ關與シタル判事ヲシテ其ノ裁判ニ關與セシメナイト云フ除外ノ規程ヲ設ケマシタルガ、是ハ飽ク迄モ裁判ノ公正ヲ期セムトスルニ外ナラナイノデアリマス、改正ノ第二點ハ、事實ノ誤認及刑ノ量定不當ヲ理由トスル上告ニアリマシテハ、其ノ理由ガ頗ル廣範圍ニ互リマシテ上告趣意書ニハ、上告理由トシテ幾多ノ事實問題ガ詳細ニ掲ゲラレテ、誠ニ龐大ナル上告趣意書ガ差出サル、ト云フ實情デアアルデアリマス、而シテ刑事訴訟法上、上告裁判所ノ判決書ニハ、上告ノ趣意及重要ナル答辯要旨ヲ記載セバナラヌコトニナツテ居リマス、即チ上告趣意書ノ中ニ包含セラ

レタル事項ハ其ノ重要ナルト然ラザルトヲ問ハズ、全部之ヲ判決書ニ記載セネバナラヌコトニナツテ居リマスノデ、茲ニ改正ヲ加ヘマシテ上告ノ趣意書中、事實問題ニ付キマシテハ其ノ必要ナラザル部分ハ判決書ニ之ガ記載ヲ省略スルコトヲ得ルヤウニ第四百五十三條ニ但書ヲ設ケタノデアリマス、是ハ上告裁判所ガ裁判ヲナスニ當リマシテ、成ルベク不必要ナル努力ヲ省イテ、十分ニ本來ノ機能ヲ發揮スルコトガ出來ルヤウニ致シタイ趣意ニ外ナラナイノデアリマス、何卒只今申述ベマシテ上告裁判所ノ實情ヲ御洞察下サイマシテ、御審議アラムコトヲ希望スル次第デアリマス、以上御説明申上ゲマス

○委員長(侯爵小村捷治君) 御質疑ヲ願ヒマス

○山川端夫君 此ノ前ノ時ニ或委員カラ質疑ヲ提出サレマシタガ、判事ノ定年制ノ事デアリマスガ、判事檢事ノ職責ニ依ッテ定年ヲ變ヘルト云フヤウナコトニ付テ何カ御考慮ニナツテ居リマスカドウカ、其ノ點ヲ伺ヒマス、ソレハ例ヘバ大審院長ト云フモノハ普通判事トナツテ居リマスケレドモ、控訴院長、普通ノ判事ハ定年ヲ短クスル、サウ云フヤウナコトニ付テ何カ御考慮ニナツテ

居リマスカ、ソレヲ伺ヒマス

○國務大臣(鹽野季彦君) 只今ノ所デハ御尋ノヤウニ、職務ノ關係カラ年齢ノ限度ヲ極メルト云フヤウナコトニ付キマシテハ考ヘテ居リマセヌ、何レ司法制度ノ改革ト云フコトニ付テ漸次調査ヲシテ參リマス、其ノ節ニハマア考フベキ事柄カト存ジテ居リマス

○山川端夫君 此ノ前ノ御調ヲ戴イタ時ニハ地方裁判所ト申シマスカ、區裁判所ト申シマスカ、下級裁判所ニ可ナリ老年ノ人ガ餘計居ルヤウデ、サウ云フ點ハ一方カラ言ヘバ圓熟シタ人ヲ下級裁判所ニ置クト云フ趣意デ宜イノデアリマスガ、一方カラ言フト、悪ク言ヒマスト老朽者或ハ少シ不十分ナ人ヲ下級裁判所ニ置ク、サウ云フヤウナ結果ニモ見エル、要スルニサウ云フ點カラ言ヒマスト幾ラカ職務ニ依ッテ定年ヲ左右スル、定年ノ極メ方ニ區別ヲ置クト云フコトモ或程度必要デヤナイカト思ハレル、尤モ今度ノ案デ六十カラ後ハ退職ガ出來テ退職金ヲ貰ヘルコトニナルト思ヒマスガ、法制上サウ云フ風ニヤラウト云フ御考ハナイノデアリマスカ

○國務大臣(鹽野季彦君) 御尤モデアリマスガ、一面此ノ各裁判所ガ全國ニ散在致シ

テ居リマス、單獨ノ判事ガ裁判所ヲ一人デヤツテ居ル、斯ウ云フヤウナ場合ニ、相當年齢ニ達シテ居ル人ガ人民ノ信用ヲ得テ、事務ノ圓滑竝ニ裁判ノ信用ヲ得テ居ルト云フヤウナ實情モアリマス、一概ニ下級ノ裁判所ノ者ノ年齢ヲ低下サセルト云フコトハチヨット只今ノ所考ヘテ居リマセヌ、併シナガラ先ヅ滿六十歳程度ニナリマシタラ退職ヲシテモ宜カラウカト思ッテ居リマス、今回ノ第百二號ノ法律ガ幸ニ議會ノ協贊ヲ經テ公布ニナリマスレバ、餘程サウ云フ點ニ付テハ效果ガアルダラウ、斯ウ考ヘテ居リマス

○委員長(侯爵小村捷治君) 他ニ御質疑ゴザイマセヌデセウカ

○松井茂君 是ハチヨット參考ニ承リタイノデマスガ、外國ナドノ例ハドウナツテ居ルノデアリマスガ、最近、大體デ宜シウゴザイマス

○國務大臣(鹽野季彦君) 御尋ノ此ノ年齢ノ點ニ付キマシテ外國ノ例ヲ一應ハ調ベタノデアリマスガ、増加恩給ヲ給スル定年制ト云フモノハ無イヤウニ記憶致シテ居リマス、ソレダケ御答ヘ致シマス

○委員長(侯爵小村捷治君) 松井委員、質問御繼續ニナルノデヤナイノデスカ

○松井茂君 モウ一ツ承リマス、「アメリカ」

ナドハ何カ承ルノニ非常ニ餘リ年寄デチット困ツテ居ルノデヤゴザイマセヌカ、詰リ年限ガ無イ爲ニデスカ……ソレカラ私共ハ判檢事ノ方ハ調ベマセヌガ、五年前ニ「ハムブルグ」ニ參リマシタ時ニ、大學ノ教授ナドノ年齢ヲ餘リニ制限スルト、恩給ヲ國家ガ拂フノニ經濟上困ルト云フノデ、老人デモチツト置イタ方ガ……老人ニ恩給ヲ隨分澤山拂フト、老人ト新シイ者ト兩方重ツテ今度金ガ要ルノデ、別問題デスカ、經濟不如意ノ時ニ其ノ事ヲ聽イタノデアリマスカ、ドウモ此ノ年ノ制限ノ問題ハ有ラユル方面ニ於テ通有的ノ、是ハ現象デアラウト思フノデアリマス、民間ナドハ所ニ依ルト、五十五歳デ制限シテ居ル所モ御承知ノ通り大分アルヤウニ承ツテ居ルノデアリマスガ、朝鮮ノ方ハ別段ニコチラトアレデスカ、大概同ジヤウニヤリマスデスカ、標準ハ……或ハ臺灣トカ……

○國務大臣(鹽野季彦君) 朝鮮ノ方ハ滿六十歳ヲ以テ總テ定年ニカ、ルト云フコトニナツテ居ルサウデアリマス、臺灣ノ方ニハ年齢ノ制限ガ無イヤウデゴザイマス、御承知ノヤウニ定年ヲ設ケテ良イカ悪イカト云フコトハ隨分問題デゴザイマス、老年ニシテ鑿鑿タル有能ノ方モアリマスシ、又普通平

テ居リマス、單獨ノ判事ガ裁判所ヲ一人デヤツテ居ル、斯ウ云フヤウナ場合ニ、相當年齢ニ達シテ居ル人ガ人民ノ信用ヲ得テ、事務ノ圓滑竝ニ裁判ノ信用ヲ得テ居ルト云フヤウナ實情モアリマス、一概ニ下級ノ裁判所ノ者ノ年齢ヲ低下サセルト云フコトハチヨット只今ノ所考ヘテ居リマセヌ、併シナガラ先ヅ滿六十歳程度ニナリマシタラ退職ヲシテモ宜カラウカト思ッテ居リマス、今回ノ第百二號ノ法律ガ幸ニ議會ノ協贊ヲ經テ公布ニナリマスレバ、餘程サウ云フ點ニ付テハ效果ガアルダラウ、斯ウ考ヘテ居リマス

○委員長(侯爵小村捷治君) 他ニ御質疑ゴザイマセヌデセウカ

○松井茂君 是ハチヨット參考ニ承リタイノデマスガ、外國ナドノ例ハドウナツテ居ルノデアリマスガ、最近、大體デ宜シウゴザイマス

○國務大臣(鹽野季彦君) 御尋ノ此ノ年齢ノ點ニ付キマシテ外國ノ例ヲ一應ハ調ベタノデアリマスガ、増加恩給ヲ給スル定年制ト云フモノハ無イヤウニ記憶致シテ居リマス、ソレダケ御答ヘ致シマス

○委員長(侯爵小村捷治君) 松井委員、質問御繼續ニナルノデヤナイノデスカ

○松井茂君 モウ一ツ承リマス、「アメリカ」

凡ノ人ガ矢張り六十ヲ超エマスルト、心身共ニ衰ヘルト云フ狀況モアリマスルノデ、大體定年法ガ出來マシテ、司法官ノ融通ト申シマスカ、移動、若イ者ノ昇進ト云フ流レガ自然出來マス、只今ノ所デハ定年制モ相當ナ働キラシテ居ルヤウニ思ハレテ居リマス、マア色々此ノ年齢ノ點ニ付テハ種々ナル意見ガアリマシテ、寧ロ判事檢事トシテ獨立シテ職責ヲ果スニハ相當ノ年齢ニ達シテカラガ適當デハナイカ、只今ノ狀態デハ二十五歲クラキデ獨立シタ判事檢事ニナッテ居リマス、此ノ下ノ方ヲモウ少シ見習期間トシテ働イテ、相當ノ年齢ニ達シテカラ獨立シタル判事檢事ニスルヤウナコトモ考ヘラレテ居ルノデアリマス、其ノ老年ノ方ニ至リマシテハ、先ヅ只今ノ程度ガ宜シクハナイカ左様ニ考ヘテ居リマス、何レ司法制度ノ全體ノ改善ニ付キマシテハ慎重ニ研究ヲ致シタイト思ヒマス

○委員長(侯爵小村捷治君) 他ニ御質疑ゴザイマセヌカ、ソレデハ司法大臣ニ私カラ

チヨット伺ヒタイト存ジマス、此ノ前ニ、丁度私ガ擔當致シマシタ刑事訴訟法ノ改正ノ法律案ガ出マシタ時ニ、御質問申上ゲタノデアリマスガ、大審院判事ノ事實審理ト云フコトニ種々ノ弊ガアルト云フヤウナコトデ、

之ヲ控訴院判事ニ移スト云フ御考デゴザイマシタ、斯ウ致シマスト又控訴院判事ガ其ノ煩ニ堪ヘナクナルコトガアリハセヌカ、デ此ノ控訴院判事ノ數ヲ寧ロ御殖シニナッテ、大審院判事ノ數ヲ御減ラシニナッタラドウダラウカト云フコトヲ伺フタ處ガ、大審院判事ノ數ヲ減ラスト云フコトハ考ヘテ居ナイケレドモ、控訴院判事ノ數ハ殖ス考ガアル、既ニ豫算ニ組ンデアルト云フ御話デアリマシタ、其ノ後ドウ云フ經過ニナッテ居リマスカ、ソレダケチヨット伺フテ置キタイト思ヒマス

○國務大臣(鹽野季彦君) 本年度ノ豫算ト致シマシテハ、九月カラ増員ヲ致ス運ビニナッテ居ルノデゴザイマシテ、本年度ノ判事ノ増員ハ三十六名デゴザイマス、其ノ半數ノ十八名ヲ各控訴院ヘ分ケルコトニ致シマシテ、取敢ズ控訴院ヲ充實スルト云フコトヲ考ヘテ居ル次第デアリマス、何レ明年度ハ明年度デ配置ヲ致シマス、差當リ控訴院ニ重キヲ置イテ居リマス

○委員長(侯爵小村捷治君) 御質疑ハゴザイマセヌカ、御質疑ハゴザイマセヌモノト認メマス、此ノ三法律案トモ、前期議會ニ本院ノ審議ヲ經タモノト存ジマス、會期ノ關係上、衆議院ニ於テ通過ヲ見ナカッタ譯デ

ゴザイマスガ、既ニ本院ニ於テハ審議ヲ盡シテ居ルコトト認メマスノデ、此ノ際ハモウ討論ヲ略シマシテ、採決ニ移ラウカト存ジマス、御異議ハゴザイマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵小村捷治君) チヨット速記ヲ止メテ……

(速記中止)

○委員長(侯爵小村捷治君) 速記ヲ始メテ……三案全部御異議ハゴザイマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵小村捷治君) ソレデハ此ノ三法律案ハ當委員會ヲ通過致シマシタ、皆様御苦勞様デゴザイマシタ

午前十時四十九分散會

出席者左ノ如シ

委員長 侯爵小村 捷治君  
副委員長 子爵秋田 重季君  
委員 子爵豐岡 圭資君  
松井 茂君  
山川 端夫君  
男爵有地藤三郎君  
男爵周布 兼道君  
下出 民義君

國務大臣

司法大臣 鹽野 季彦君

政府委員

司法政務次官 久山 知之君

司法參與官 藤田 若水君

司法省民事局長 大森 洪太君

司法省刑事局長 松阪 廣政君

司法書記官 齋藤 直一君